

総務産建

主な審査項目

長良川株式会社に対する土地（ゴルフ場）の明渡しを求める訴えの提起
空家等の適正管理に関する条例制定
個人情報保護条例の改正

平成29年度一般会計補正予算(第2号)

- 訴訟費用 231万円
- 地区集会所改修工事費 57万円
- 県宮かんがい排水事業負担金 459万円
- 道路維持経費 192万円減
- 水田農業構造改革対策事業 30万円
- 営農組織支援推進事業 99万円

平成28年度一般会計決算の認定
平成28年度水道事業会計決算の認定
平成28年度公共下水道事業特別会計
決算の認定

(追加上程)
道路整備事業に係る補助率等の高上げ
措置の継続を求める意見書について

※審査の結果、全員一致で原案どおり
承認しました。

【訴えの提起・提案説明要旨】

町長 長良川株式会社(以下「会社」という)が経営する安八カントリーゴルフ場は、昭和40年代に、当町が主体となって開発され、土地の賃貸借契約が昭和48年から始まり、昭和54年に営業を開始しました。

この賃貸借契約は、地権者からの申し入れで開始されました。その際、地権者と会社との直接

主な質問と回答

【訴訟提起】

Q 森部・大森地区のゴルフ場
地権者121人は再更新はしない
意思表示をし、貸したくない
という前提のもとに、町長は今
回の訴訟提起を判断されたと思
います。今後の裁判の過程で、
いろいろな案件等が出てくるこ
とが予想されます。そこで、和
解、本件訴訟の不起訴、本件訴
訟の取下げ等がありますが、次
の3点を質問します。

- ① 賃料さえ合えば、和解するの
ですか。
- ② ゴルフ場として未永く活用す

契約ではなく、当町が地権者か
ら借受け、それを会社に又貸し
する、3者契約の形態がとられ
現在に至っています。最後に交
わした賃貸借契約は、本年5月
31日をもって期間満了になりま
した。この最終契約期間中に、
会社より二度にわたり、大幅な
賃料の減額が申し立てされ、裁
判所の調停の場で協議をしてき
ました。短期間かつ大幅な賃料

の値下げや、会社経営の不明朗
さなどにより、地権者から信用
失墜に基づく、賃貸借更新拒絶
の強い意思表示がありました。
こうした状況の中で、当町は、
会社との契約更新は無理と判断
し、最終的にこの問題は司法の
手に委ね、その中で解決するし
かなないと判断し、本訴訟を提起
するものです。

るために裁判を行うと説明され
ましたが、どのようにして、未
永く当町が活用できるのですか。
③ 訴訟費用だけが、今回の補正
予算で計上してありますが、そ
れ以外の費用について、一般会
計で支出するのですか。

町長 ① 地権者の方々の意向は、
賃料の問題だけではありません。
長良川(株)やその社長に対する不
信感が非常に根強く、44年間の
中で積み重なったものであると
思います。裁判の中で、どのよ
うに動いていくのかは、現段階
では推定できません。

② 未使用地は原状に復し、明渡
しを、コースはこれまで通り
コースとして、今後とも活用し
ていきます。
③ 一般会計から賃料を補てんす
ることは一切ないと思います。
今後、どういう費用が新たに発
生するかは読めませんが、最小
限に抑え、そのつど議会の皆さ
んと協議します。